

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都組織規程の一部を改正する規則……………一
……………(総務局人事部調査課)……………一

告示

- 不健全図書類の指定……………一
……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………一
- 都市計画の変更(三件)……………一
……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………二
……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………二
- 建築基準法による道路の指定……………三
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………四
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………五
……………(同)……………五
- 保安林の指定解除……………六
……………(産業労働局農林水産部森林課)……………六
- 都立図書館の休館(二件)……………六
……………(同)……………六
- 東京都立多摩社会教育会館の施設の休館……………七
……………(同)……………七

○警備業法による行政処分についての公開の聴聞……………七
……………(二件)……………七

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………七
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………七

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………八
……………(同)……………八

○開発行為に関する工事完了……………八
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………八

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………一〇
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………一〇

正誤

○平成二十七年六月三十日付東京都告示第十五十五号……………二

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年九月十八日

東京都知事 外 添 要 一

東京都規則第六十三号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表三 四の部(一)の項中「江東区東陽七丁目三番五号」を「中央区勝どき一丁目七番三号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年九月二十四日から施行する。

告示

東京都告示第十四百十五号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十七年九月十八日

東京都知事 外 添 要 一

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四一九九	雑誌	ジュネットコミックス 259	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		ピアスシリーズ427	
		教師玩具	
		四七六五二一六一	
		サン・メディアアレップ	
		株式会社	
四二〇〇	同右	I Z U M I C O M I	同右
		C S 16	
		お色気人妻ヤリヤリ日記	
		五三〇〇六一一六	
		株式会社一水社	
四二〇一	書籍	性癖B L	同右
		株式会社メディアアソフ	

東京都告示第十四百十六号

東京都国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、平成二十七年九月九日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による

認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区(八重洲一丁目6地区)

二 関係図書の縦覧 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第千四百十七号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、平成二十七年九月九日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区(八重洲二丁目1地区)

二 関係図書の縦覧 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第千四百十八号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、平成二十七年九月九日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画地区計画の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

愛宕地区地区 変更する部分

港区愛宕一丁目及び虎ノ門三丁目各区内

二 関係図書の縦覧 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第千四百十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十七年九月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 日時 平成二十七年十月八日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社クロミングライフ

(二) 代表者氏名 代表取締役 財前 雄輔

(三) 主たる事務所の所在地 文京区白山二丁目二十六番十九号ステーショングランド文京白山一〇二二号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九二八九九号

(五) 免許年月日 平成二十三年四月十五日

●東京都告示第千四百二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

平成二十七年八月二十五日

稲城市大字坂浜千八十四番二の二、同番一、同番二、同番三及び同番四の各一部、同番四地先、同番五の一部、同番十並びに同番十一、千五百五十九番十二、同番十四、千六百六十四番一、同番二、同番三、千六百六十五番一及び同番二の各一部、同番三、同番四並びに千六百六十六番二及び千六百六十八番一の各一部、同番二、同番三並びに同番四、千六百六十九番一、同番二及び千六百七十番一から同番五までの各一部、同番七、同番八地先、同番八

延長
二一・一六・七
幅員
〇・〇〇
〇・〇〇
〇・〇〇

及び同番九並びに同番十、同番十一、千六百七十一番一及び同番二の各一部、同番三、同番四の一部、同番五並びに千七百十二番一及び同番二の各一部、同番三から同番五まで並びに千七百十五番一及び同番二の各一部、同番三並びに千七百十七番二、千七百十八番二、千七百八十一番同番二、千七百八十三番、千七百八十四番一及び同番二の各一部、同番三から同番五まで、千七百八十五番一の一部、同番二、同番三並びに千七百八十六番一から同番三まで及び同番四の各一部、同番五並びに千七百八十七番一及び同番二の各一部、同

番二地先、同番三から同番五まで並びに千七百八十九番一及び同番二の各一部、同番三から同番五まで並びに千七百九十番二から同番四まで、千七百九十一番一及び同番二の各一部、同番三から同番六まで並びに千七百九十二番一、千七百九十三番一及び同番二の各一部、千七百九十三番三、同番四並びに同番五及び千七百九十四番一の各一部、同番二並びに千七百九十五番一、同番二、千七百九十六番二、同番三、同番五、千七百九十七番一、同番二、千七百九十八番一、千七百九十九番、千二百七十一番一、同番二、千二百七十三番一、千二百七十二番一、

同番七、同番八地先、同番八

同番二及び千二百七十三番一の各一部、同番二並びに千二百七十八番二から同番四まで、千二百八十三番十、同番十一、千二百八十四番三、千二百八十九番一、同番三及び千二百九十番一、同番二、千二百九十二番二、千二百九十三番、千二百九十四番、千二百九十六番一、同番三、同番四、千二百九十七番一、同番二、千二百九十八番一、同番二及び千二百九十九番一から同番三までの各一部、同番四並びに千三百二番一、同番三、千三百五番一、千三百二十五番一、同番二及び千三百二十六番一の各一部、同番一、先並びに同番二、千三百三十番、千三百

三十一番、千三百三十二番、千三百三十三番一、同番三、千三百四十三番二、千三百四十四番四、同番五、同番七、同番八、千三百七十八番三及び同番四の各一部

●東京都告示第千四百二十一号

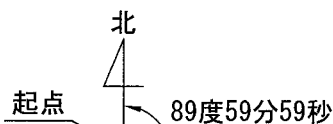
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月十八日

東京都知事 舩 添 要 一


- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区京浜島二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

別図



大田区京浜島二丁目3番11

凡例

- 敷地境界
- - - 単位区画
-  形質変更時要届出区域のうち規則第58号第4項第11号に該当する区域

起点

起点は、大田区京浜島二丁目3番11の最北端とする。

格子の回転角度(89度59分59秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百二十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第七百十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月十八日

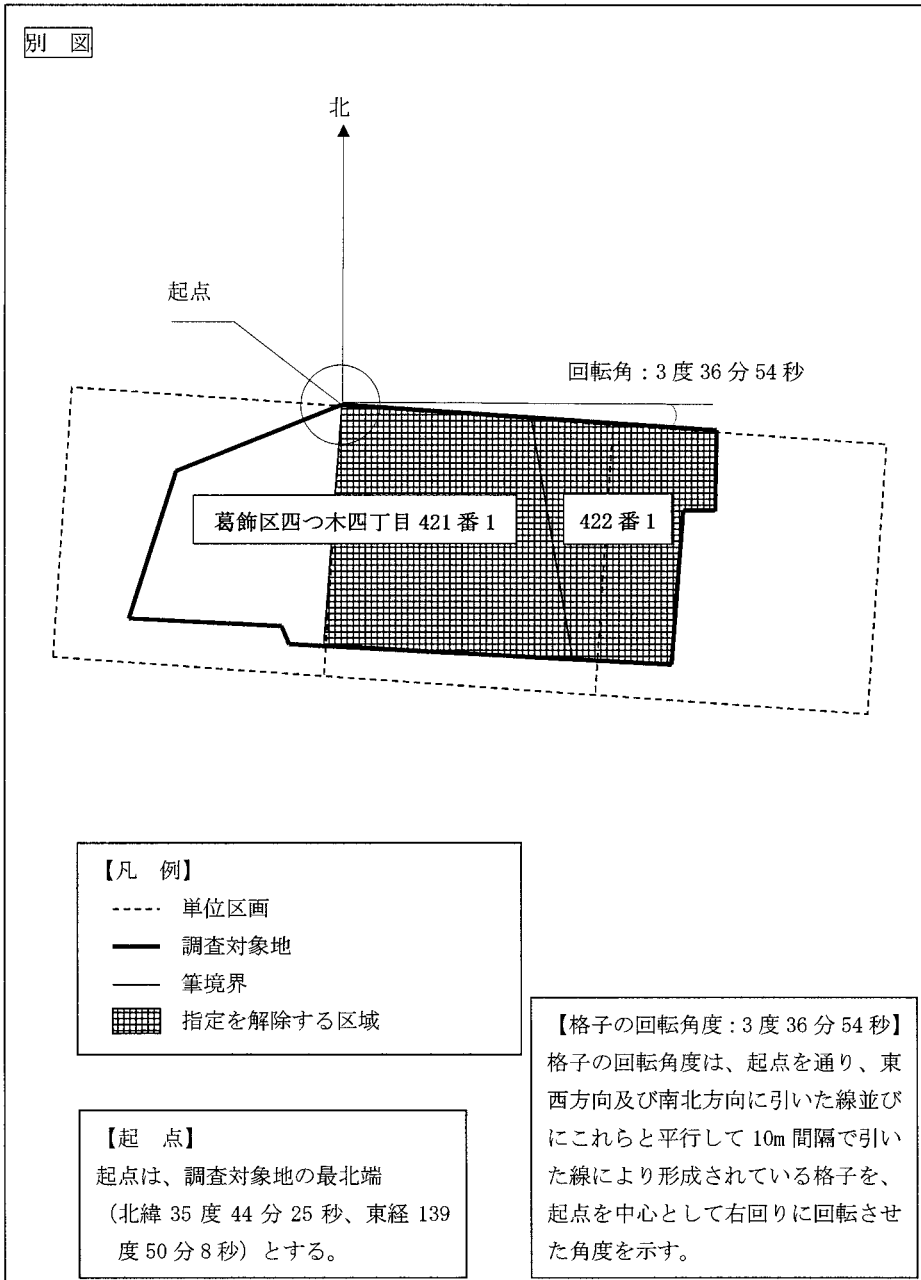
東京都知事 舛添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(葛飾区四つ木四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



●東京都告示第千四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 解除に係る保安林の所在場所
大島町泉津字大坂八四八番三・字波牛八三五番一・八三七番一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除に係る保安林の所在場所
大島町元町字上山五七〇番、五八七番一及び三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
砂防施設用地とするため

告 示（教）

●東京都教育委員会告示第三十七号

東京都立図書館館則（昭和六十二年東京都教育委員会規

則第十一号) 第四条ただし書の規定により、東京都立中央図書館を次のように休館する。

平成二十七年九月十八日

東京都教育委員会

- 一 期日 平成二十七年十月十八日、同年十一月二十日及び同年十二月十八日
- 二 理由 設備等の保守点検のため

●東京都教育委員会告示第三十八号

東京都立図書館館則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第十二条ただし書の規定により、東京都立多摩図書館を次のように休館する。

平成二十七年九月十八日

東京都教育委員会

- 一 期日 平成二十七年十月十八日、同年十一月九日から同月十九日まで及び同年十二月二十日
- 二 理由 設備等の保守点検及び図書資料の特別整理のため

●東京都教育委員会告示第三十九号

東京都立多摩社会教育会館条例施行規則(昭和四十三年東京都教育委員会規則第二十三号)第四条ただし書の規定により、東京都立多摩社会教育会館の施設を次のように休館する。

平成二十七年九月十八日

東京都教育委員会

- 一 (一) 施設名 ホール
- (二) 期日 平成二十七年十一月十九日及び同年十二月十一日

- (三) 理由 舞台設備等の保守点検のため
- (二) 施設名 こつばと音の広場
- (一) 期日 平成二十七年十一月十九日
- (三) 理由 舞台設備の保守点検のため

告示(公)

●東京都公安委員会告示第307号

警備業法(昭和47年法律第117号)第49条第1項の規定による行政処分について、同法第50条第1項及び第4項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

平成27年9月18日

東京都公安委員会

委員長 仁田 陸 郎

記

- 1 日時 平成27年9月29日(火曜日) 午前9時30分開始
- 2 場所 千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場
- 3 被聴聞者の営業所の所在地及び名称 杉並区菰窪二丁目34番7号24フラット菰窪101 セキユウテナーセキユウテナー株式会社

●東京都公安委員会告示第308号

警備業法(昭和47年法律第117号)第22条第7項の規定による行政処分について、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項及び警備業法第50条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

平成27年9月18日

東京都公安委員会

委員長 仁田 陸 郎

記

- 1 日時 平成27年9月29日(火曜日) 午前10時開始
- 2 場所 千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場
- 3 被聴聞者の住所及び氏名 杉並区菰窪二丁目34番7号24フラット菰窪101 濱田直樹

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年七月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称

号) 第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子ども教育立国プラットフォーム

三 代表者の氏名

佐藤 学

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区月島一丁目十四番七号 株式会社タマダ

プロジェクトコーポレーション内

五 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児保育・教育施設や子ども教育現場でのワークショップや学ぶ場を通じ、子どもへの創造活動を提供し、子どもの創造力を高める教育の普及を推進する。また、子どもの創造力を高める教育の専門家の育成を促進し、保育者の社会的地位向上のため政策提言等を行う。次世代へと引きつぐ創造的な文化芸術、産業、教育等の事業を育み、地域の活性化と社会の発展に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人SABIAブラジル文化

三 代表者の氏名

BENTO MEDLEY CELIA MARRIA

(ベント メドレイ セリア マリア)

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区西五反田二丁目二十四番七ー八〇四号

五 定款に記載された目的

この法人は、国内に居住する外国人(主にブラジル人)に対し支援活動事業を行い、彼等が自立及び充実した生活を送りコミュニティ内及び社会の一員として、又、日本の善良な市民としての役割意識の向上に努め、不特定かつ多数の者の利益増進に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本火星協会

三 代表者の氏名

村川 恭介

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋大伝馬町十一番八号 HATビル

六階

五 定款に記載された目的

この法人は、市民参加型のコミュニティを結成し、以下の目標を達成するために懸命に活動します。
(1) 人類の生活圏の拡大による新しいフロンティアへの挑戦
(2) 持続的な経済・科学技術の発展
(3) 新しい文化・芸術・スポーツの創造
(4) 人類同士の紛争や戦争のない平和な世界の実現を推

進(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人にじいろ

三 代表者の氏名

古谷 恵美

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区東和四丁目四番二十号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民全てに対して、地域住民同士が助け合って、障害児の放課後等デイサービスに関する事業を行うことにより、もって地域の福祉の増進と子供を命を守ることに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人六三四塾

三 代表者の氏名

小木曾 清三

四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区押上一丁目二十二番三号 東京スカイツリーインフォメーションコーナー

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、団体、企業、地方自治体

等を対象として、観光の観点から多くの実例を収集、発信することによって、まちづくり、まちの活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年九月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

あきる野市草花字草花千七百
練馬区石神井町二丁目二
七十一番一
六番十一号

一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、平成二十七年九月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年九月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一	店舗名	トライアルマート八王子店
二	店舗所在地	八王子市別所二丁目四十一番一号
三	設置者名	株式会社相鉄アーバンクリエイツ
四	設置者住所	神奈川県横浜市区南区南幸二丁目一番二十二号
五	変更前の設置者の代表者名	稲本 信也
六	変更後の設置者の代表者名	千原 広司
七	変更日	平成二十五年六月二十八日
八	届出日	平成二十七年八月三十一日
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十	縦覧期間	平成二十七年九月十八日から平成二十八年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	晴海アイランドトリトンスクエア商業施設
二	店舗所在地	中央区晴海一丁目八番十六号ほか
三	設置者名	住友商事株式会社ほか五名

四	設置者住所	中央区晴海一丁目八番十一号ほか
五	変更を行った設置者名	日本物産株式会社
六	変更前の設置者の代表者名	丸山 榮作
七	変更後の設置者の代表者名	城山 潤一郎
八	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社マルエツほか二十三名
九	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社マルエツほか二十一名
十	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社シアリーズほか二名
十一	変更前の小売業者の住所	中央区日本橋三丁目六番十号(株式会社NATURALS SEEDS)ほか
十二	変更後の小売業者の住所	千代田区九段北四丁目一番三号(株式会社シアリーズ)ほか
十三	変更前の小売業者の代表者名	佐藤 徳雄(株式会社NATURALS SEEDS)ほか
十四	変更後の小売業者の代表者名	山口 信之(株式会社シアリーズ)ほか
十五	変更日	平成二十七年六月一日ほか
十六	届出日	平成二十七年八月七日
十七	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十八	縦覧期間	平成二十七年九月十八日から平成二十八年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十九	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 大崎ブライトプラザ
- 二 店舗所在地 品川区北品川五丁目四番一号
- 三 設置者名 三井不動産株式会社ほか四名
- 四 設置者住所 中央区日本橋室町二丁目一番一号ほか
- 五 変更前の店舗名 (仮称)北品川五丁目第1地区第一種市街地再開発事業E棟
- 六 変更後の店舗名 大崎ブライトプラザ
- 七 変更前の店舗所在地 品川区北品川五丁目五百六十九番
- 八 変更後の店舗所在地 品川区北品川五丁目四番一号
- 九 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定
- 十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ライフコーポレーションほか未定
- 十一 変更日 平成二十七年九月九日ほか
- 十二 届出日 平成二十七年八月十八日
- 十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十四 縦覧期間 平成二十七年九月十八日から平成二十八年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)」「(二)住所(団体にあつては所在地)」「(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年九月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年九月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 新橋ブレイス
- 二 店舗所在地 港区新橋一丁目十二番九号
- 三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号
- 五 変更前の閉店時刻 午後十時
- 六 変更後の閉店時刻 翌午前一時
- 七 変更前の来客が駐車場を利用するこゝとができる時間帯 午前九時三十分から午後十時まで
- 八 変更後の来客が駐車場を利用するこゝとができる時間帯 午前九時三十分から翌午前一時まで。ただし、日曜・祝日を除く平日は午前九時三十分から午後十時まで

九 変更日 平成二十七年九月七日

十 届出日 平成二十七年七月二十二日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間

平成二十七年九月十八日から平成二十八年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○平成二十七年六月三十日付東京都告示第五十五号
増刊57別冊(8)ページ中「861,109」を「1,077,955」に
「△25,500,924」を「△168,558」に
「△7,264,055」を
「△1,963,891」に
「2,443,301」を「2,073,276」に
「△23,399,221」を
23,345,594」を「7,133,757」に
「△23,399,221」を
「7,080,131」に
「△48,681,587」を「△79,314,117」に
「216,477」を「369,657」に
「△42,595,823」を「△73,075,175」に訂正する。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001